

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	<b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b> (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
								予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	10,049	15,808
								決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	4,565	7,014
								経常費用（百万円）	65,910	46,534	6,860	6,005	8,165
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	▲733	▲261
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	6,043	8,165
								従事人員数（人）	245	189	112	87	78

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b> 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。 このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。	<b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b> 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	<b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b> 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での宅地等の引渡し完了したものの、土地の有効活用など復興まちづくりへの対応が求められている地域もある。また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> ・3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施	<主要な業務実績> 東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度までの5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況に合わせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。 福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動がゼロからの復興となるため、地元の意向を汲み取りながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施した。国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を進め、3町(大熊町・双葉町・浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等約216ha(令和4年度に区域拡大した2地区8haを含むため、指標の208haとは一致しない)のうち令和5年度末までに約137haの引渡しを完了した。なお、原子力災害被災地域における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、全体約147ha、5地区全てを機構が実施しており、支援体制の強化を行った。(福島県内の現地復興支援体制：令和3年度末61名⇒令和4年度末67名⇒令和5年度末71名) 津波被災地域においては、令和3年度末に全ての受託業務を完了した(復興市街地整備事業の大半を占める土地区画整理事業については、地域全体約1,889ha、65箇所(機構調べ)の約6割1,122ha(25箇所)において機構が支援を実施)一方	<評定と根拠> I-3-(1)(2) 評定：A <評価の概要> 福島県の原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除され、復興・再生が本格的に進んでいる。住民・経済活動もゼロからの復興という状況において、機構は適切な支援体制を確保しながら、継続してハード・ソフト両面での支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与した。特に、大熊町下野上地区において着実な基盤整備を推進するとともに、地域活動拠点を有したソフト施策も両輪で行うことで、住民帰還に欠かせない、住まい、生業、賑わいづくりに貢献した。双葉町及び浪江町においてもハード整備を着実に推進し、令和5年度末までに3町累計で復興拠点整備事業の宅地137haの引渡しに至った。 津波被災地域における復興市街地整備事業では、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見等を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利用の推進に寄与した。 このように、事業を着実に実施するとともに、進捗に合わせて現地復興支援体制を整備し、国、県及び被災自治体の要請に応じて、地元の意向を汲み取りながら継続して支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与した	
	<b>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</b> 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等(3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。令和3年度以降は7地区約208ha。そのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。)を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	<b>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</b> 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等(既に宅地等の引渡し完了した地区を含む累計7地区約208ha。)を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	<評価の視点> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。			
	<b>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</b> 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業(22地区約1,314ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。)等について、事業計画に基づき着実に実施する。	<b>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</b> 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業(22地区約1,314ha。)等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和2年度までに宅地等引渡しを完了した。				

<p>国、県及び被災地方公共団体の要請に応じ、復興まちづくりに係る技術支援を進める。</p>	<p>で、未活用地の土地活用を推進するため、復興庁と連携し、被災3県による会議体に参画し、知見を提供するなど様々な支援を実施した。</p> <p>現地支援体制は、事業完了に向けて適切な規模に見直しを行った。</p> <p>(岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所を令和4年度末に閉鎖、令和5年4月から岩手・宮城震災復興支援事務所に統合。)</p> <p>現地復興支援体制：令和3年度末：109名⇒令和4年度末：74名⇒令和5年度末：71名)</p>	<p>といえる。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p>
<p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p><b>【大熊町】</b></p> <p>大熊町からは、復興拠点(計3地区、約82ha)の整備事業等を受託し、大川原地区では行政、商業や居住などの機能を取り戻す基盤整備等を令和2年度に完了し、令和5年8月に地区内で小中一貫義務教育学校と認定こども園が一体となった「学び舎ゆめの森」が新校舎の利用を開始した。令和5年度には、下野上地区で住宅エリア、産業交流施設・商業施設の宅地引渡し、大熊西工業団地では研究施設の宅地引渡しが完了し、進出企業等による建築工事が進行している。</p> <p>&lt;下野上地区&gt;</p> <p>令和2年度に受託した JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、令和4年3月から本格的に着工し、令和4年12月から町へ段階的に宅地の引渡しを開始し、令和5年6月に県が住宅を整備するエリアの宅地、10月に産業交流施設の宅地、令和6年3月に商業施設</p>	<p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p>福島県の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、長きにわたり避難指示が続き、さらなる帰還意欲の低下が懸念されることから、一刻も早いまちなかの再建が求められている中、3町(大熊町、双葉町、浪江町)から受託した7地区の復興拠点整備事業支援を着実に推進した。町に賑わいを取り戻すためのソフト支援においては、ハード整備の進捗に合わせて、地元の意向を汲み取りながら、町ごとの課題に応じたオーダーメイドの支援を展開し、町からは機構による継続支援を希望されるなどの評価を得ている。</p> <p>特に、大熊町の下野上地区では、基盤整備によるハード支援を推進し、住宅エリア、産業交流施設・商業施設の宅地引渡しや、駅前から区内を結ぶ道路を完成させた。加えて、ソフト支援として地域活動拠点 KUMA・PRE を用い、多様な主体が参加するイベント等による賑わい創出や、実証実験による需要調査等の</p>	

				<p>の宅地引渡しが完了した。両施設については令和6年度の開業に向け建築工事が着工した。令和6年1月と3月にはそれぞれ大野駅前と地区内を繋ぐ道路が完成した。また、地区内にて完成した町営住宅では、全50戸中、移住者の世帯28戸を含む48戸の入居が開始した。(R6.4時点)</p> <p>&lt;大熊西工業団地地区&gt;</p> <p>令和3年5月に事業受託した大熊西工業団地については、令和4年10月にバイオエタノール生産研究施設の立地が決定し、令和5年6月と9月に当該箇所の宅地引渡し完了し、令和6年10月竣工に向け施設の建築工事が着工した。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>町外から人や企業を呼び込むとともに、令和6年度の産業交流施設・商業施設の開業に向けたまちづくりの試行の場として、地域活動拠点 KUMA・PRE を活用した施策を展開した。令和5年度は町外から人を呼び込むことを目的とした親子向けイベントや、官民多様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活動しているおおくまキウイ再生クラブについて、首都圏の機構保有地を活用し、関係人口拡大を企図するイベントを展開するなどの支援を行った。</p> <p>【双葉町】</p> <p>双葉町からは、復興拠点（計2地区、約74ha）の整備事業等を受託し、令和4年度には町の悲願であった11年半ぶりの町民帰還に貢献した。</p>	<p>知見を蓄積することで、産業交流施設・商業施設の指定管理予定者へのノウハウ継承を目指すほか、地元の生産活動の支援等を行っている。これらの取組を通して住民帰還に欠かせない住まいと生業の再生及び賑わい形成に寄与した。</p> <p>双葉町、浪江町においても基盤整備を着実に推進するとともに、それぞれの町の課題に応じて地域活動拠点等を用いたソフト施策を展開することで、事業者からの機構主催イベントへの出店希望や、住民主体のまちづくりに貢献するなど避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>双葉駅西側地区における基盤整備工事を着実に実施し、令和5年度は南エリアの宅地を引渡した。さらに双葉駅前のコミュニティセンターと既存ストックの改修等の建築物発注を支援している。中野地区でも着実に基盤を整備し、令和5年度には町と事業者との間で新たな立地協定が締結されたほか、地区東側での事業検討を支援している。</p> <p>&lt;中野地区&gt;</p> <p>双葉町は「働く拠点」として「中野地区復興産業拠点」を計画し、機構は事業者立地に向けた一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を受託し、着実に基盤整備を進めてきた。施設の早期立地に向けて、町と連携して、整備した敷地の段階的な引渡しを行った。令和5年10月には、新たに町と事業者との間でカンファレンスホテルの立地協定が締結されるなど、県内外の事業者の立地が進んでいる。また、地区の東側においては屋外空間を活かした新たな施設等の事業検討を支援している。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>双葉町においては、令和4年9月に締結した町との連携協力協定を踏まえ、駅東エリアでの交流人口・関係人口の創出・拡大や既存ストック活用の推進、町やまちづくり会社の支援を展開している。「ちいさな一歩プロジェクト」として、継続的に飲食イベント等を開催することで、地域プレイヤーの発掘や町外企業の誘導、プレイヤー間の連携を図っている。</p> <p>【浪江町】</p> <p>浪江町からは、復興拠点（計2地</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>区、約 60ha) の整備事業等を受託し、着実に復興まちづくりを推進している。浪江駅周辺地区においては、令和 4 年度に受託した「浪江駅周辺地区一団地事業」について、基盤整備工事を令和 5 年度に追加受託し、町策定の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の具現化に向けた総合的な支援を実施している。令和 4 年度に基盤整備工事の発注者支援を完了した南産業団地には先進的な研究開発型生産拠点が開業 (R5. 6) した。</p> <p>&lt;浪江駅周辺地区&gt;</p> <p>浪江駅周辺地区については、令和 4 年 5 月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の事業執行管理・総合調整等業務を受託し、継続的な支援を行っている。令和 4 年 6 月の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の公表や令和 4 年 9 月の福島国際研究教育機構の立地決定が進んだことや、機構による支援が町から評価されたことから、令和 5 年度に町から基盤整備工事についても受託するに至った。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>浪江駅周辺のにぎわいづくりや関係人口の拡大に向けた各種支援のため令和 3 年 11 月に開設した地域交流スペース『なみいえ』について、令和 5 年度は町のメインストリートへ移設しリニューアルオープンするとともに、地域プレイヤー間の連携を図るためイベントカレンダーを設置するなどイベント発信拠点としての機能も担った。</p> <p>また、住民主体のまちづくりを目指し、機構職員の司会により、駅周辺の公共空間の使い方を議論するワークショップを開催した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>【情報発信】</p> <p>復興の進む被災地の「今」を発信する取組として、令和5年8月には関係人口の増加を企図し、復興の進む3町の姿を発信する学生向けのスタディツアーを機構として初めて開催した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>12自治体から委託を受けた22地区1,314haの事業を実施し、令和3年度に全ての受託業務が完了した。</p> <p>令和5年度においては、造成地や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災3県・被災市町による「土地活用推進のための実務担当者会議」に引き続き参画（R5.7・R6.2）し、機構の支援事例等や地方都市でのまちづくり支援、ニュータウン事業での宅地販売等から得たノウハウ・知見等による助言等を行い、被災地の土地利活用推進に寄与した。</p> <p>また、情報発信の施策として、URまちとくらしのミュージアムにおいて津波被災地域における震災復興支援の取組、そして復興の進む今を発信する企画展に加え、岩手県陸前高田市と宮城県女川町から譲り受けた桜をミュージアム敷地に植樹する式典を開催した。</p> <p>各種講演会や講義にも積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た知見や教訓の発信に努めることで、幅広い層に向けて事前復興支援を普及した。</p>	<p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、令和3年度において、津波被災地域で受託した22地区1,314haの面整備の業務が全て完了し、安全・安心な復興まちづくりに寄与した。</p> <p>被災地の土地利活用促進支援については、令和3年度から開始した復興庁と被災3県主催の「土地利活用推進に関する実務担当者会議」で知見を提供し、被災地の土地利活用推進に寄与した。</p> <p>復興の進むまちの「今」を発信する取組では、情報発信による関係人口の拡大等に寄与するものとして自治体から感謝の言葉を頂いた。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。